

「(仮称)東久留米市第二次環境基本計画素案」についてパブリックコメント(ご意見)を募集します

東久留米市環境基本条例に基つき策定している「東久留米市環境基本計画」は、今年度で計画最終年度を迎えます。市では東久留米市環境審議会に諮問し、これまでの成果と課題を踏まえ、東久留米市環境基本計画検討部会で「(仮称)東久留米市第二次環境基本計画」の素案を作成しましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間・場所】 閉庁日：休館日を除く12月1日(火)～21日(月)に環境政策課(市役所5階、市政情報コーナー) 同2階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます。

【ご意見の提出方法】 12月21日(月)までに(必着)、「第2次環境基本計画素案への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例)30代、ご意見書式は自由。A4判用紙1枚程度にまとめて(記入の上、〒203-8555、市役所環境政策課宛て郵送、ファクス(470-7809)、電子メール(kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp)または直接持参してください)。

【注意】 電話での受け付けはできません。▼お寄せいただいたご意見は、個人情報保護を目的として要約し、後日市ホームページで公開します。▼ご意見への個別の回答は行いません。詳しくは同課 ☎470・753へ。

受験生チャレンジ支援 貸し付け事業

【貸付金額】 受験料貸付金Ⅱ 中学3年生が2万7400円、高校3年生などが10万5000円。▼学習塾等貸付金Ⅱ 中学3年生および高校3年生などが20万円。 ※いずれも上限額。

【利用できる方】 次の①～⑦の全てを満たす方
 ①引き続き1年以上都内に居住している
 ②20歳以上の世帯主(生計中核者)
 ③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下(1人扶養の場合、1人増すごとに60万円加算)
 ④預貯金などの保有

【事業の内容】 現在、中学3年生・高校3年生および20歳未満の中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けを行います。条件により、返済も免除となる場合があります。

「広告付避難場所等 電柱看板に関する協定」を締結しました

市では、災害時のより確実な避難につながることを目的とし、電柱広告の一部スペースを利用して災害発生時の地域の避難場所などを案内表示する協定を東電タウンプランニング株式会社と締結しました。

趣旨に賛同していただける



12月3日(木)～9日(水)は「障害者週間」です

毎年12月3日～9日の1週間は「障害者週間」です。「障害者週間」は、国民の間には直接持参していただき、電話での受け付けはできません。▼お寄せいただいたご意見は、個人情報保護を目的として要約し、後日市ホームページで公開します。▼ご意見への個別の回答は行いません。詳しくは同課 ☎470・753へ。

障害に理解を 普及、健康に過ごしている私たちでも、不意の事故や病気の進行などにより、思いも寄らず突然に障害を抱えてしまうことがあります。その障害は、人により内容や程度はさまざま、外見からは分からないものもあり、周りからの理解を必要としている方が多くいます。

障害が残ると、日常生活に不便を感じるが増え、今までの暮らしが一変してしまいます。しかし、周りからの配慮や協力で改善できることがあります。

第24回にぎやかカーニバル 今年のテーマは「笑顔でつながる心のバトン」

「にぎやかカーニバル」は、「国連障害者の十年」を記念し、平成4年に開催して以来、今年で24回目を迎えます。この街で障害のある方もない方も、皆さんが主人公になり、一緒に楽しむ集いです。

参加団体の皆さんの発表のほか、17年に日本・オーストラリア文化交流演奏会に参加した「アルプス音楽団」をお招きし、陽気な歌やダンスでアルプスの世界をお届けします。また、当日参加した皆さんに、ステージに上がっていただく場を用意しています。ぜひご来場ください。

主催は障害児・者と共に楽しむ集い実行委員会。後援は市社会福祉協議会、東久留米市。

【日時】 12月12日(土) 午後1時半開演(1時開場)
 【会場】 生涯学習センターホール
 【内容】 歌、ダンス、演奏
 【出演】 各福祉団体、民間団体、「アルプス音楽団」
 詳しくは同会委員長・下田 ☎477・6492(NPO法人かるがも花々会)へ。

28年4月から 学童保育所費(保育料)を改定します

学童保育所の学童保育所費(保育料)を28年4月から現行の5000円を6600円にし、下表(減免規定を含む)の通り改定します。

なお、今回改定する学童保育所費は、子育て支援策全般の財源に充てていきます。

◎改定に当たって

市では、2月に適正な負担の在り方について、有識者、子ども・子育て支援に関する事業を利用している保護者、一般公募による市民などで構成する「東久留米市子ども・子育て会議」に諮問し、審議

	1人当たりの保育所費月額		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護受給世帯	免除	免除	免除
前年度の市民税非課税世帯	免除	免除	免除
前年度の市民税均等割のみ課税世帯	2,200円	1,100円	免除
市民税課税世帯	6,600円	3,300円	免除

◎減免に当たって
 ①多子軽減について 多子世帯への負担を考慮し、同一世帯で学童保育所利用児童が2人以上の場合、学童保育所費は第2子について月額基本額の半額、第3子以降は無料になります。②応能負担について 現行、生活保護受給世帯および市民税非課税世帯は、申請により免除されています。詳しくは児童青少年課 ☎470・7735へ。

木造住宅耐震診断助成制度を実施しています

木造住宅耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。市では、この木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成していただきます。耐震診断前に申請をしないと助成が受けられません。詳しくは同課 ☎470・7536へ。

左表を参照してください。助成手続きなど、詳細は市ホームページ、または施設建設課(市役所5階)で配布するパンフレットを参照してください。

助成金額	最大5万円。耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(1,000円未満の端数切り捨て)
助成対象住宅(全てを満たす住宅)	①昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅 ②自己所有で居住として利用 ③地上3階まで(地階を除く) ④戸建て住宅(店舗などの併用住宅を含む)
助成対象者(全てを満たす方)	①助成対象住宅を所有する個人および複数の個人で共有する場合はその代表者 ②現在、助成対象住宅に居住している ③居住者全員が市税を滞納していない
診断機関(いずれかの機関で診断)	①市長が認めた建築士 ②一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員 ③東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(地域密着型サービス)を募集します

高齢の方が住み慣れた地域で日中・夜間を通じ、安心して在宅での生活を継続できる支援策として、市内全域で24時間対応のサービス提供ができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(地域密着型サービス)」を募集します。

【事業者の公募指針】 介護看護の類型Ⅱ(一体型・連携型)のいずれも可。サービス提供は市内全域。整備箇所Ⅱ(1カ所)事業開始時期Ⅱ原則、28年8月までに開設

【公募要領】 事業計画書など各様式の配布 12月14日(月)から市ホームページで取得できます

【事業者向け公募説明会】 12月17日(木)午前9時(予定)。詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。

「必要要件」介護保険法第78条の2第4項各号に規定する欠格事由(法人格を有していないなど)に該当しないこと

午後4時までに、電話で介護福祉課へ

【必要要件】 介護保険法第78条の2第4項各号に規定する欠格事由(法人格を有していないなど)に該当しないこと

▼「東久留米市指定地域密着型サービス」の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する各指定基準を満たす事業所であること

▼市内または他市区町村において、当該サービスまたは他の介護サービス事業所として実績があること

▼28年8月までに当該事業の事業者指定を受け、市内全域でサービス提供を開始できる整備計画を有していること